

(平成24年8月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準賞与額の記録を29万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月21日から同年9月1日まで
② 平成16年7月9日

A社（現在は、B社）に、正社員として、平成16年8月31日まで在籍し、15年8月から16年8月までの給与から14か月分の厚生年金保険料が控除されているが、年金事務所の記録では同年8月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされ、被保険者期間は13か月となっているので、被保険者記録を訂正してほしい。

また、平成16年7月9日に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額の記録として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人が提出した賞与明細書及びB社が提出した賃金台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額（29万6,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、当該賞与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これ

を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、申立人は、申立事業所に平成 16 年 8 月末日まで勤務していたと供述しており、申立人が提出した給与明細書及びB社が提出した賃金台帳により、申立人に係る同年 8 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかしながら、申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人の申立事業所における離職日は、平成 16 年 8 月 20 日と記録されている上、B社が保管する人事情報記録において申立人の申立事業所における退職年月日が同年 8 月 20 日、及び厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年 8 月 21 日と記録されており、当該記録はいずれも、オンライン記録により確認できる同資格の喪失日と一致している。

また、申立人が名前を挙げた同僚のうち回答のあった 3 人は、「申立人を記憶しているが、入退社日については分からない。」と供述している上、申立事業所に係るオンライン記録において、申立人と同様に、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成 16 年 8 月の途中である者が 8 人見受けられ、申立人が、申立事業所に同年 8 月末日まで在籍していたことをうかがわせる事情は確認できない。

さらに、厚生年金保険法第 14 条により、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者の資格を喪失すると定められているとともに、同法第 19 条第 1 項により、被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入すると定められていることから、前述のとおり、申立人の申立事業所における資格喪失日は、平成 16 年 8 月 21 日であるものと認められ、申立人が主張する申立期間を厚生年金保険の被保険者期間に算入することはできない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、平成 16 年 8 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるが、当該期間について、申立人は当該事業所に使用されていた者であったと言えないことから、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月10日は20万円、16年12月10日は24万4,000円、17年12月9日は23万8,000円、及び18年6月9日は14万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年12月10日
③ 平成17年12月9日
④ 平成18年6月9日

私が、A社（後に、B社と名称変更）に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準賞与額の記録が無い。

申立期間における標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立期間①から④までに係る事業主からの賞与の支払状況及び当該賞与からの厚生年金保険料の控除について照会することはできないが、当該期間について、申立人に係る普通預金口座の取引推移一覧表に記載されている振込額について、当委員会が申立人と同年代で同種の業務に就いていた同僚から提供を受けた賞与明細票に記載されている賞与支給額等を基に申立人に係る厚生年金保険料等の控除の状況について試算したところ、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、平成15年12月10日は20万円、16年12月10日は24万4,000円、17年12月9日は23万8,000円、及び18年6月9日は14万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会することができず、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和38年3月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月27日から同年4月1日まで

私は、A社に昭和35年4月に入社し、平成9年10月31日まで継続して勤務した。しかし、同社C支店から同社本社へ異動となった申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が空白となっている。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が保管する申立人の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和38年3月27日にA社C支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿の昭和38年4月の記録から、2万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和45年4月1日に、資格喪失日に係る記録を46年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、45年4月から同年9月までは3万円、同年10月から同年12月までは3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月1日から46年1月1日まで

18歳で学校を卒業後、昭和45年4月にA社に入社し、同年12月に退職するまで勤務した。

昭和46年6月21日付けで厚生年金基金連合会（現在は、企業年金連合会）から郵送されてきた「お知らせ」はがきで、厚生年金基金に加入していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社本社が保管する申立人に係る「厚生年金基金加入員台帳リスト」、企業年金連合会が保管する申立人に係る「厚生年金基金加入員台帳」及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が申立期間において、A社に勤務し、C厚生年金基金の加入者であったことが確認できる。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、厚生年金保険被保険者42人の資格取得日が、一旦、申立人が退職した日の翌日の昭和46年1月1日と記録された後、同年5月26日付けで、遡って44年1月から45年12月までのいずれかの日付に訂正された記録が確認でき、事業主から社会保険事務所（当時）への資格取得日に係る届出が遅れたことが認められ、申立人については、当該記録訂正の時点で既に

退職していたために、その届出が行われなかったと推認できる。

また、被保険者名簿により厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚のうち、その資格取得日が昭和 45 年 7 月 5 日に訂正された同僚の給与明細書において、同年 8 月給与から 46 年 7 月給与まで一貫して厚生年金基金及び厚生年金保険の保険料が控除されていることが確認できることを踏まえると、申立期間当時、申立事業所に在籍していた申立人についても、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、B社本社が保管する申立人に係る「厚生年金基金加入員資格取得届」及び「厚生年金基金加入員給与月額算定基礎届」により、昭和 45 年 4 月から同年 9 月までは 3 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 3 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、B社本社は、当時の資料が無く詳細は不明としているが、申立事業所に係る被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届及び報酬月額算定基礎届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録していないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ被保険者資格の取得、喪失及び算定に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 45 年 4 月から同年 12 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 10 月 1 日から 39 年 7 月 1 日まで
② 昭和 40 年 1 月 16 日から同年 7 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 10 月 1 日から 54 年 2 月 1 日まで

A 県 B 市にある C 社 D 事業所から、E 市にある F 社及び G 社（両社については、厚生年金保険被保険者記録では「H 社 I 支店」と記録されている。）に出向していた申立期間①については、給与額は都市手当等で上がっていたと思うが、標準報酬月額は出向前の 2 万 6,000 円から 2 万 4,000 円に下がっている。

前述の出向先から C 社 D 事業所に戻り、勤務した申立期間②については、標準報酬月額は、都市手当等が付かなくなったため、4,000 円ほど下がったと思われるが、年金事務所の記録では出向先の 3 万 3,000 円よりかなり低い 2 万 2,000 円に下がっている。

また、C 社に勤務していた申立期間③については、毎年 10 月に昇給していたので、昭和 53 年 10 月にも昇給しているはずであるが、標準報酬月額が変更されていない。

全ての申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、H 社 I 支店は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の回答は得られない。

また、申立期間②及び③については、C 社 D 事業所及び C 社は、「厚生年金保険に係る届出や給与からの厚生年金保険料の控除については、資料が無いため不明である。」と回答しており、申立人が全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていることが確認できる給与明細書等

の資料は無く、このほか、全ての申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、全ての申立期間における標準報酬月額については、各申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録とオンライン記録は全て一致している上、同被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の標準報酬月額が遡って訂正されているなどの不自然な点は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、全ての申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 7 月 25 日から同年 9 月 30 日まで
② 昭和 41 年 12 月 1 日から 43 年 2 月 12 日まで
③ 昭和 43 年 2 月 13 日から 44 年 3 月 8 日まで
④ 昭和 45 年 5 月 1 日から 46 年 3 月 1 日まで

年金事務所の記録では、申立期間について、厚生年金保険の脱退手当金を受給したとされている。

脱退手当金を受給したとされる時期には、入退院を繰り返しており、社会保険事務所（当時）に出向ける状態ではなかった。当時は脱退手当金の制度も知らず、受給した記憶もないので、申立期間に係る脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④のA社B支社の被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号は、当該事業所における資格喪失日から約8か月後の昭和46年10月30日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が47年1月28日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約11か月後の昭和47年1月28日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

福岡厚生年金 事案 4476 (事案 1729 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月 21 日から 41 年 9 月 21 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社における厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和 41 年 9 月 21 日となっており、申立期間に係る被保険者記録が無いとの回答があった。

私は昭和 38 年 9 月にB社に入社し、派遣先であるC社において勤務しており、39 年 7 月にB社からA社に移籍したものの、引き続きC社で勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしいとして年金記録確認第三者委員会に申立てを行ったが、記録の訂正が認められなかった。

今回新たに、申立期間当時、健康保険被保険者証を使用して医療機関を受診したこと、及びA社に同じ時期に入社した同僚の姓を思い出したことから、再度調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社が提出した申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書には、申立人の資格取得日は昭和 41 年 9 月 21 日と記録されており、当該記録はオンライン記録及び同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と一致していること、ii) 同社では、「当社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の記録から、申立人の申立期間に係る被保険者資格取得の届出及び保険料の控除は行っていないと思われる。」と回答している上、同社に勤務していた申立人の同僚二人は、それぞれ、「申立人に係る記憶はあるが、申立人の厚生年金保険の適用に関することは分からない。」、「申立人に係る記憶

は無い。厚生年金保険の適用に関することは分からない。」と供述していることなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 1 月 27 日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時、健康保険被保険者証を使用して医療機関を受診したことを思い出したこと、及びA社に同時期に入社したとする女性の同僚の姓を思い出したことを新たな事情として再度申立てを行っているが、当該医療機関は、申立期間に係る診療記録は保存期限の経過により廃棄していると回答しており、申立期間に係る申立人の受診状況について確認することができない。

また、前述の同僚については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 33 年 12 月 1 日から申立人が同社における厚生年金保険被保険者の資格を喪失した後の 43 年 3 月 1 日までに資格取得した被保険者について確認したが、当該姓の女性被保険者は記載されていない上、姓のみの記憶であることから個人を特定することができないため、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月頃から 48 年 4 月頃まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 45 年 11 月 5 日から 48 年 2 月 20 日までの期間については、雇用保険の被保険者記録から、申立人がA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の事業主は死亡している上、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった際の事業主（申立期間当時は、取締役）からは供述を得られないことから、申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚が、入社した時期と厚生年金保険の被保険者資格を取得した時期が一致していない旨を供述していることから判断すると、申立期間当時、A社は、従業員全員について必ずしも勤務期間どおりに厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、申立期間における整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、A社が昭和 42 年 6 月 1 日から加盟しているB厚生年金基金は、加入員原簿等によると、申立人に係る加入記録は確認できない旨を回答している上、企業年金連合会に照会しても、申立人の申立期間における厚生年金基金の

加入員記録は確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。